

# 第1編 総論

## 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

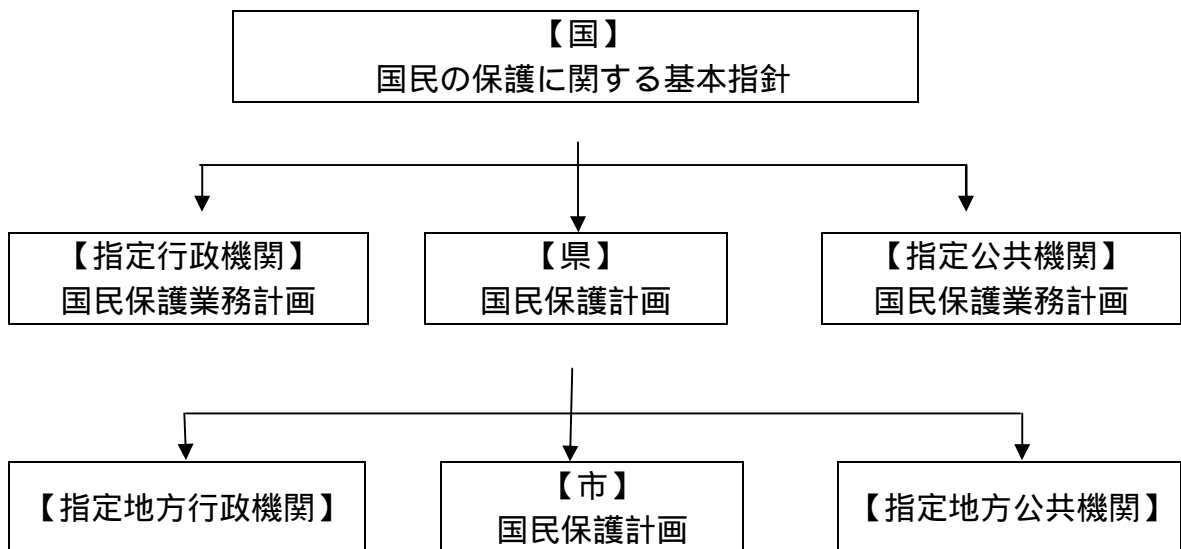
### 1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

#### (1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び長野県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、千曲市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。



#### (3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

## 2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

## 3 市国民保護計画の見直し、変更手続

### (1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

【資料 1】 千曲市国民保護協議会条例（資料P.1）

### (2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### (1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### (3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

【資料 2】 関係機関連絡先一覧表 (資料P.3)

### (5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。

この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

この協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならないものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

【資料 3】 千曲市消防団・婦人消防隊編成 (資料P.5)

【資料 4】 自衛消防団・自主防災組織一覧表 (資料P.7)

### (6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

### (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、

指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

#### 市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
千曲市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 食料・水及び生活物資等の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 10 区・自治会との連絡協調

#### 関係機関の連絡先

【資料 2】 関係機関連絡先一覧表 (資料P.3)

## 第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

### (1) 地形

千曲市は、善光寺平の南端で更に、長野市と上田市の中間に位置する都市として、平成15年9月1日に、更埴市、戸倉町、上山田町の1市2町が合併し誕生した都市であり、北は長野市、南は坂城町、東は上田市、西は麻績村及び築北村に接している。

市の中央部には、市の名前にもなった旅情溢れる母なる大河「千曲川」が流れ、その恵みによって大きく開けた大地に、国道18号と長野新幹線が南北に走り、また市の北部では2本の高速道路が接続するなど本県の交通の要衝といえる都市である。

(市の地形が分かる地図を添付)

## (2) 気候

本市に近接する長野地方気象台（長野市）の平年値（1971～2001）によると、年間降水量 901.2mm、平均気温 11.7 である。

大雨は、6～7月の梅雨期、8月の雷雨に短時間の豪雨、9～10月の台風襲来期に多い。

気温は、内陸性の特色である昼夜の気温差が大きく、各気候区の境界域にあって、複雑で変化の多い気候を表している。

平均気温・降水量

年次	気 温 ( )					降 水 量 (mm)		
	平均	最高	起日	最低	起日	合計	日最大値	起日
平成 11 年	13.3	37.6	7/31	-9.9	2/05	1,023.5	95.5	8/14
12	13.0	39.2	7/23	-9.6	2/10	812.5	75.0	9/11
13	12.3	37.5	7/25	-11.3	1/16	849.0	63.0	9/10
14	13.0	37.5	8/08	-8.8	2/01	962.0	87.0	7/10
15	12.5	36.7	8/04	-10.9	1/07	806.7	39.5	7/20
16	13.4	38.5	7/08	-7.7	1/15	1,135.5	138.5	10/20
17	12.6	37.0	6/25	-10.7	1/12	704.5	21.5	9/07
18	12.8	36.5	8/06	-10.9	1/08	1,030.5	75.5	7/08

観測地点：千曲坂城消防本部

資料：千曲坂城消防本部

天 気 日 数 (数値は午前9時の天気) (単位:日)

年次	快 晴	晴 天	雲 天	降 水	雪
平成 1 1 年	30	188	105	26	16
1 2	30	204	95	26	11
1 3	12	207	101	31	14
1 4	24	169	129	29	14
1 5	24	134	162	33	11
1 6	38	144	151	25	8
1 7	46	129	154	19	17
1 8	33	116	179	31	6

資料：千曲坂城消防本部

### (3) 人口分布

国勢調査によると、本市の人口は、昭和 40 年以降増加を続けており、平成 17 年には 63,571 人である。世帯数も増加を示してきたが、平成 11 年を境にわずかであるが減少傾向が続いているが、世帯数は増加を続けている。1 世帯当り人口は、昭和 35 年の 4.7 人から平成 17 年の 3.0 人と減少しており、核家族化進行を示している。

本市の人口集中地区は、屋代・埴生地区、稲荷山・八幡地区、及び戸倉地区にある。

平成 19 年 3 月 1 日現在

地区名	男	女	計	世帯数	地区名	男	女	計	世帯数
屋代	2,552	2,721	5,273	1,788	桑原	862	1,005	1,867	525
粟佐	772	877	1,649	510	八幡	2,774	2,901	5,675	1,810
森	1,097	1,182	2,279	639	磯部	1,360	1,531	2,891	1,132
倉科	899	991	1,890	560	戸倉	1,581	2,196	4,154	1,621
雨宮	1,157	1,159	2,316	697	戸倉温泉	47	90	137	60
土口	631	634	1,265	395	上徳間	1,153	1,180	2,333	837
生萱	289	280	569	164	内川	1,010	1,028	2,038	695
寂蒔	876	950	1,826	666	千本柳	719	750	1,469	453
鋳物師屋	690	686	1,376	474	小船山	336	337	673	201
打沢	228	218	446	160	若宮	1,124	1,229	2,353	856
小島	556	638	1,194	427	羽尾	850	924	1,774	523
桜堂	447	493	940	373	須坂	203	209	412	118
杭瀬下	1,194	1,253	2,447	828	上山田温泉	920	1,149	2,069	937
新田	777	782	1,559	506	上山田	1,316	1,445	2,761	962
中	476	523	999	321	新山	431	446	877	286
稲荷山	2,196	2,322	4,518	1,511	力石	366	384	750	233
野高場	392	402	794	255					

資料：国勢調査結果

### (4) 道路の位置等

道路は、市内を長野自動車道・上信越自動車道・国道 18 号が南北に縦断し、その他主要道路として、国道 403 号、主要地方道長野上田線及び大町麻績インター千曲線が隣接市町村と繋がっている。

### (5) 鉄道の位置等

鉄道は、長野新幹線が市東部をトンネルで貫通し屋代地区を南北に高架橋で通過している。また、JR 篠ノ井線が市西側山間部を長野自動車道とほぼ並行に走っており、しなの鉄道が市東側平野地を国道 18 号と並行して南北に走っている。



## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

### 1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- 着上陸侵攻
- ゲリラや特殊部隊による攻撃
- 弾道ミサイル攻撃
- 航空攻撃

これら4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については、基本指針に記述。

### 2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

#### (1) 攻撃対象施設等による分類

- 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
- 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物貯蔵施設への攻撃
- 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
- 大規模集客施設・駅等の爆破、列車等の爆破

#### (2) 攻撃手段による分類

- 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
- ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
- 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

上記の事態例の特徴等については、基本指針に記述。